

第2次久米南町教育振興基本計画

「心を育てる町・久米南町」
～人づくりによる町づくり～



令和3年3月31日

久米南町教育委員会

《目 次》

第1章 第2次久米南町教育振興基本計画の策定に当たって	・・・1	
1 策定の趣旨		
2 育みたい資質能力		
3 基本目標		
4 計画期間		
第2章 1次計画に基づく取組の成果と課題	・・・4	
1 1次計画における教育推進施策		
・基本計画1		
・基本計画2		
・基本計画3		
・基本計画4		
・基本計画5		
第3章 計画期間に取り組む施策の基本的方向	・・・12	
1 基本的な考え方	・・・12	
(1) 学力及び学習環境等について		
(2) 家庭・地域の教育力について		
(3) 生涯学習環境の整備と地域コミュニティ形成について		
2 久米南町教育推進の体系	・・・15	
3 計画期間に取り組む施策の基本方針と計画	・・・16	
【基本方針Ⅰ】社会を生き抜く力の育成		
・基本計画Ⅰ－1	・基本計画Ⅰ－2	・基本計画Ⅰ－3
・基本計画Ⅰ－4	・基本計画Ⅰ－5	
【基本方針Ⅱ】郷土を想う心の育成		
・基本計画Ⅱ－1	・基本計画Ⅱ－2	・基本計画Ⅱ－3
第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために	・・・24	
1 関係者の役割分担、連携協力		
2 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用		
3 的確な情報の収集・発信と町民の意見等の把握・反映		
4 新たに検討が必要となる教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用		
5 進捗状況の点検及び計画の見直し		

参考資料1 久米南町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

参考資料2 第2次久米南町教育振興基本計画策定委員会委員

第1章 第2次久米南町教育振興基本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づいて平成22年3月に策定した「久米南町教育振興基本計画」（以下「1次計画」という。）の計画期間が令和2（2020）年度で終了することから「第2次久米南町教育振興基本計画」（以下「本計画」）を策定します。

本計画の策定に当たっては、久米南町振興計画を踏まえるとともに、1次計画をベースとして、社会情勢の変化、これまでの取組の成果と課題に鑑み、学校教育や社会教育、文化、スポーツ等の教育分野全般にわたっての具体的な取組を明らかにすることで、学校や家庭、地域が連携し、よりよい久米南町の未来を拓くために着実に施策を推進します。

2 育みたい資質能力

自立	共生	郷土を愛する心
----	----	---------

（1）自立

予測できない社会の急速な変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い、関わり合い、自らの可能性を發揮しながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための力を子どもたちに育むことが求められています。主体的、能動的に行動する上では、進んで何かをしようと思う意欲やそれを支えるたくまじさが不可欠です。また、自らの夢や目標の実現に向けて、自己の内面にある能力や可能性を最大限に發揮し、失敗や挫折を乗り越え、粘り強く挑戦しながら自己実現を目指していく力の育成が大切です。

（2）共生

学校、家庭、地域等、様々な集団の中で、互いに尊重し合い、豊かな人間関係を築き、共に支え合いながら生きていくことが求められています。学校においては、多様な集団の中で、子ども同士の良好な人間関係、教員との信頼関係の下、仲間と共に学び合いながら、互いに思いやり、助け合うことの大切さを理解する教育を進めることが大切です。また、グローバル化の進展に伴い、基盤となる言語力、コミュニケーション能力、国際感覚、異文化を理解する精神等を身に付けた人材の育成も求められています。

（3）郷土を愛する心

生まれ育った久米南町への愛着と誇りをもって、郷土久米南町や岡山、さらには、国際社会の発展に参画、貢献していくことが求められています。地域の

特性に根ざした学習を行うとともに、文化、スポーツ等の体験活動を通して、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ることが大切です。また、社会をよりよくするために自分たちができることを考え、働きかけていくことも大切です。

3 基本目標

心を育てる町・久米南町 ～人づくりによる町づくり～

義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で主体的に生きていく基礎を育てます。そして、自然やふるさとを愛し、自分や人を大切にし、久米南町を誇りに思う子どもを育成します。町民に対しても、教育に対する関心を高め、保育園や学校と家庭、地域、行政、関係機関、各種団体等が連携して「人づくり」を行う体制を整えます。

【学校】

学校では、確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな身体（体）の総合的な育成を重視します。確かな学力では、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とこれらを活用して問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力をバランスよく育成していきます。生きて働く力となるよう、日常生活の事象と関連させながら学ぶ意味を見出すことで、主体的な学びにつなげていくことが大切です。また、生涯にわたって健康に生きていくためには、豊かな心、健やかな身体が欠かせません。心を育てる教育には特に力を注ぎ、様々な体験活動等を通して、規範意識の形成や人に対する温かい思いやりの心を醸成し、自然を愛し、ふるさと久米南町を誇りに思う人づくりを進めます。また、基本的な生活習慣づくり、食育の推進、体力向上の取組等を通して、たくましい身体の育成にも努めます。

【家庭】

心やすらぐ安全安心な居場所としての役割の上にたち、社会生活に適応するための望ましい基本的な生活習慣や価値観やルール等の躰を徹底します。特に、日本の良き伝統である礼儀・作法や家族を思いやる心等を家庭の中できちんと身に付けるよう、家庭教育の充実を図ります。様々な困難を抱える家庭に対しては、保育園、学校、地域で支えることのできる体制をつくり、地域全体で家庭教育支援の取組を推進していきます。

【地域】

地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動の推進等

により、学校と地域の連携・協働の取組を進め、子どもたちの学びを支援します。久米南町の伝統文化、豊かな自然環境といった教育資源や環境を生かした教育活動を学校と家庭と共に取り組み、久米南町を誇りに思う子どもを育成します。

【行政】

学校教育の充実に向けて、より質の高い教育を実現するための環境整備及び教職員の資質向上に努めます。施設の点検や整備等、安全、安心な環境づくりも行います。生涯を通じて学び続けることのできる環境づくりにも努め、自ら興味や関心をもち、様々な学習や文化、スポーツ活動に取り組めるよう、多様な学習機会や情報の提供等、生涯学習の充実を図ります。

4 計画期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

ただし、10年間の前半期と後半期の5年ごとに分け、取り組むべき具体的方策について示すこととしています。よって、今回示す具体的な施策は、前半期(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間)に取り組むべき内容として掲げています。

第2章 1次計画に基づく取組の成果と課題

(1次計画の施策に沿って記載)

1次計画における教育推進施策

心を育てる町・久米南町 ～人づくりによる町づくり～

義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で主体的に生きていく基礎を育てます。そして、自然やふるさとを愛し、自分や人を大切にし、久米南町を誇りに思う子どもを育成します。

《基本的な考え方》

(1) 「横」の連携：教育における町全体の連携の強化

学校・園教育と社会教育、また、学校・園と家庭、地域との連携の仕組みを強化し、町民や各種団体が、学校・園運営や教育活動に積極的に協力し、参画できるよう取り組みます。

(2) 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。

《施策の基本計画》

【基本計画1】

これからの変化の激しい社会を主体的に生きることができるよう、その基盤となる自然やふるさとを愛する心、自分や他人を大切にする心、他の人と協同して主体的・意欲的に取り組もうとする心など、心を育てる教育を最優先に取り組みます。

【基本計画2】

これからの知識基盤社会、高度情報化社会、グローバルな異文化との共生社会を主体的に生き抜くため、学校教育では、知識や技能だけでなく、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力をバランスよく育成するよう努めます。

【基本計画3】

質の高い学校教育を推進するため、教職員等の資質向上を図る取組を実施するとともに、児童生徒同士が切磋琢磨し、学び合い、高め合っていく教育環境をつくります。

【基本計画4】

久米南町を誇りに思う幼児、児童、生徒を育てるために、町全体が一丸となって取り組むことができる教育(取組)を展開します。そのことで、町民一人ひとりの教育に対する関心を高め、保育園や学校と家庭、地域、行政、関係機関、各種団体、町内事業所などが連携して人づくりに当たる体制をつくります。

【基本計画5】

生涯を通じて、豊かな学びが得られる生涯学習環境を整備し、「川柳の里・久米南町」とあわせて、「心を育てる町・久米南町」をつくります。

【基本計画1】

《取組の概要》

- ・ 保育園では、友達との遊びや地域の人とのふれあい活動を通して、人と関わる力の育成に取り組みました。小中学校においては、教育活動の中心に道徳教育を据えた心を育てる教育を進めてきました。PTAや久米南町人権教育推進委員会が主催となって人権に関わる研修会や講演会も毎年実施し、子どもだけでなく保護者や地域も巻き込んだ人権教育を推進しました。
- ・ 小学校での地域体験学習（米作り、野菜作り等）や中学校での職場体験学習等、地域と連携した活動を積極的に教育課程に位置付け、実施しました。
- ・ 子育て支援ネットワークを構築し、園児・児童・生徒の発達に応じた支援を学校、地域、行政が連携して行いました。また、岡山県教育委員会作成の「親育ち応援学習プログラム」を活用した保護者向け研修会を実施するなど、保護者の学習機会の場を設けました。

《成果》

- ・ 保育園、小中学校では、落ち着いた生活や学習環境の中で、保育、教育の実現ができています。また、誕生寺支援学校や町の特別支援教育コーディネーターとの連携も積極的に行い、個に応じた指導や支援に関する研究も行いました。
- ・ 久米南町人権教育推進委員会主催による人権教育講演会は、学校教育と連携し、対象を広げたことで、良質な講演を子どもたちにも届けることができるようになりました。
- ・ 地域での体験活動を通して、学校で学んだ知識をさらに深めることができました。また、自分の育つ地域や自分の可能性等を改めて再発見することができ、地域へ愛着や感謝の気持ちをもつことができました。

《課題》

- ・ 小中学校共に、長期欠席・不登校の児童生徒が増加する傾向にあります。
- ・ 子どもたちが身に付けておくべきあいさつや言葉遣い、礼儀作法等の基本的な生活習慣の定着は家庭により様々です。その徹底を家庭だけに求めるのではなく、子育て家庭を支える家庭教育支援が必要です。
- ・ 「親育ち応援学習プログラム」の実施は、この10年で保護者の中に定着してきたものの、すべての保護者が参加できる場の設定や学習パターンのマンネリ化等の課題も出ています。保護者が積極的に参加できる学習の場づくりや内容の選定に工夫が必要です。

【基本計画2】

《取組の概要》

- ・ 保育園では、実体験を通じた経験を積むことで好奇心、探求心、思考力等の

力を育成するよう努めてきました。また、小中学校では、児童生徒が能動的に学習に取り組むことができるよう、授業の中にペアやグループ活動を取り入れ、言語活動の充実を図るようにしました。

- ・ 県及び全国学力学習状況調査の結果から児童生徒の実態を分析し、学習指導の成果と課題を検証してきました。課題解決に向けては、具体的方策を全職員の共通理解の下、定期的に検証を重ねながら取り組んできました。また、研究主任連絡協議会を年3回実施し、各学校の現状や課題についても共通理解を図りながら取組を行いました。
- ・ 小中学校に外部講師を招き、情報モラルについて学習する機会を設けました。平成25年度からは、年3回「町内一斉ノーメディア週間」を設定し、メディアとの接し方について保育園、小中学校・家庭・地域・行政が一体となった取組を行っています。平成30年度からは、児童生徒の生活リズムの向上や学習習慣の定着を目指した取組を小中学校が連携して行いました。学校での取組に加え、家庭学習の充実や生活リズムの向上に向けて、家庭と連携した取組を推進してきました。
- ・ 小中連携の推進やALT^{※1}の派遣等により、外国語活動・英語教育の充実を図ってきました。

※1 ALT：外国語を母国語とする外国語指導助手（Assistant Language Teacherの略）のこと。
小中学校、高等学校に児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上等を目的として学校に配置され、授業を補助している。

《成果》

- ・ 県及び全国学力学習状況調査の結果から、基礎・基本の定着は取組の成果が見られるようになってきました。
- ・ 町統一の「ぐんぐんノート」の活用に加え、学校から出す課題の量や内容、取り組ませ方やフィードバックの方法を検討するなど、工夫しながら家庭学習の取組を進めたことで、各学年の家庭学習目標時間を達成する児童生徒が増加しました。
- ・ 平成30年度より、中学生が主体となり、メディアとのかかわり方について小学生、保護者、地域と共に考える場「久米南中学校版スマホサミット」を開催するなど、生徒発信による啓発の取組を行っています。
- ・ ALTの派遣に加え、小学校における英語専科の配置等により、より専門的に、身近に英語を感じることができるようになりました。中学校教諭による小学校での授業や教育会^{※2}での情報共有により、小中連携も充実してきました。

※2 教育会：久米南町の教育向上の発展に寄与することを目的とした久米南町内保育園、小中学校の教職員、教育委員会関係職員をもって構成している組織のこと。教職員の教育実践力と職務能力の向上、人権教育の推進を図る。

《課題》

- ・基礎・基本については一定の成果が見られましたが、十分とはいえず、更なる基礎学力の充実を踏まえ、思考力・判断力・表現力の向上を目指す必要があります。
- ・メディア利用に関しては、それぞれの家庭に合ったルールづくりが必要です。
- ・GIGAスクール構想^{※3}に向けて、端末やICT^{※4}環境の整備が求められています。また、1人1台端末を導入しての効果的な個別学習、協働学習の推進も図っていく必要があります。
- ・小学校の外国語活動が英語教育へ移行したこともあり、今後も小中連携やALTの派遣を続け、充実した外国語活動・英語教育を実施することが大切です。また、小学校での外国語活動との関連を考え、保育園においても、外国人等、異なる文化を持った人との交流の機会を持てるようにすることが必要です。

※3 GIGAスクール構想：「児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想」のこと。

(GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略)

※4 ICT：情報通信技術（Information and Communication Technologyの略）のこと。教育におけるICTとは、パソコンやタブレット、インターネット等の情報通信技術を活用してコミュニケーションを取っていくこと。

【基本計画3】

《取組の概要》

- ・県費加配と町費により複式解消職員を配置し、全学年、単学級で学習活動を行いました。また、複式解消職員以外にも各学校に町費講師を配置し、個に応じた授業や基礎学力の定着を目指し、少人数指導、個別指導、放課後補充学習等、きめ細やかな指導に努めました。
- ・平成25年度から町内3小学校の児童が共に学習活動を行う「合同学習」を行いました。高学年では、海の学習、修学旅行といった宿泊を伴う学校行事も合同で実施しました。
- ・教職員・保育士の指導力向上を目指し、研修の充実を図ったり、互いの保育や授業を公開したりして、指導の理念の検証と方法の改善に努めました。教育会では、授業公開や情報交換を通して、継続的に教職員の資質向上に努めました。

《成果》

- ・合同授業を実施することにより、大人数の中で意見交換したり、切磋琢磨したりする機会を設けることができました。また、高学年では宿泊を伴う学校

行事を合同で行うことより、顔見知りの関係となり、中学校での人間関係が比較的円滑になったと思われます。

- ・各連絡会、協議会等（校長会、教頭会、研究主任連絡協議会、学習習慣形成推進会議等）での協議内容を小中連携、小小連携を意識したものにし、義務教育9年間を通した指導を意識するようになりました。

《課題》

- ・保育園の交流会の回数を増やし、大人数の中で活動する機会を増やすことが大切です。
- ・小中連携、小小連携のさらなる充実と共に、就学前教育と義務教育段階の円滑な接続をめざし、保小の連携をさらに充実させていくことが必要です。
- ・若手教員の授業力向上のために、校内での指導を充実させることが求められます。

【基本計画4】

《取組の概要》

- ・平成19年度より、教育課程に川柳学習を位置づけ、地域の方の指導の下、継続して川柳に触れる取組を各学校で行いました。
- ・平成23年度に、「久米南町子ども応援運営委員会」を組織し、行政・関係機関・関係団体が連携しながら、地域・学校の実情に応じた取組（見守りボランティア・学習支援・読み聞かせ・体験活動・行事支援等）を行ってきました。
- ・保育園では、園庭開放をしたり、色々な行事等に未就園児を招待したりして、交流活動を進めました。

《成果》

- ・川柳に親しむ取組の継続は、児童生徒の表現力・思考力の育成につながりました。自分の思いを表出する場面では、川柳で表現しようとする児童生徒が育っています。
- ・地域の方々が学校の教育活動に関わることにより、地域が子どもや学校・園を元気にし、子どもや学校が地域を活性化する好循環が生まれてきました。
- ・地域の方々と子どもたちの交流を通してつながりが深まりました。また、地域学習を通して、地域の良さにも改めて気付くことができました。

《課題》

- ・人口減、高齢化に伴い、地域の中で学校のニーズに合った人材の確保が難しくなっています。新たな人材の確保、様々な分野における人材の開拓が必要となります。
- ・将来を担う久米南町民を育てると共に、町のさらなる活性化に向けて地域を

盛り上げていくことが必要です。

【基本計画5】

《取組の概要》

- ・生涯を通じた体力向上や健康維持の基礎となるよう、保育園では、発達段階に応じた年間計画を作成し、遊びの中で様々な経験ができるようにしてきました。小中学校では、体育の時間を中心に、休憩時間や部活動の時間も活用しながら、体力づくりに取り組みました。
- ・公民館をはじめ、様々な場で充実した生涯学習活動を実施してきました。文化協会、婦人会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、スポーツ少年団等、各種団体の協力や主催による行事で住民交流の促進も図ってきました。
- ・保育園では、栄養士を中心にクッキング保育に取り組み、家庭に対する啓発活動を行いました。調理体験だけでなく、旬の食材を五感で感じる体験やお手伝いを通じた実生活での取組等、様々な形の食育に取り組みました。小中学校では、栄養教諭が食育の授業を定期的実施しました。地域でも料理に関わる親子教室やイベントを実施し、食に対する啓発活動に努めました。

《成果》

- ・川柳愛好家が講師になり、町内小中学校で川柳学習に取り組んでいます。平成26年11月に実施された町制60周年記念事業では、約500人の町民が一堂に会し川柳作りに取り組み、世界記録に認定されてギネスに掲載されました。
- ・地域行事やスポーツ大会への参加を呼びかけることにより、地域コミュニティの活性化が進んでいます。

《課題》

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果からも久米南町の児童生徒における運動能力、体力の低下が課題です。各学校での運動能力及び体力向上の取組をさらに充実させていくとともに、児童生徒の体力づくりを習慣化させていくことも必要です。
- ・スポーツ少年団等に所属する子どもの人数が減少しています。体力づくりの推進のためにも、広報・啓発活動をしていく必要があります。
- ・今後も、生涯を通じて楽しみながら体力向上の取組を考えていく必要があります。

1次計画に基づく取組の成果一覧（主な取組・事業等）

【基本計画1】

H20 ～	久米南町人権教育推進委員会主催研修会、講演会の実施（毎年）	地域
H27・H28	県事業「キャリア教育実践モデル開発事業」（H27～H28）の指定	小中学校
H27 ～	子育てワークショップ「親育ち応援学習プログラム」の実施	小中学校
H29 ～	久米南町人権教育推進委員会主催講演会（中学生参加）	地域・学校
H29 ～	入学説明会での「親育ち応援学習プログラム」の実施	小中学校
H30	「早寝早起き朝ごはん」キャラバンによる啓発活動（1年間）	保小中学校
R1	子育てワークショップ「親育ち応援学習プログラム」の開催	保育園
R1	「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上優良活動 県表彰	小中学校

【基本計画2】

H25 ～	町内一斉ノーメディア週間（年3回）の実施	地域
H26 ～	県事業「放課後学習サポート事業」による補充学習の充実	小中学校
H27 ～	KDDIスマホ・ケータイ安全教室（兵庫県立大学生による授業）	小中学校
H29	県主催「OKAYAMAスマホサミット2017」への参加	中学校
H30	県事業「学習習慣形成モデル校区」に指定（H30年度～R1年度）	小中学校
H30	小中連携による小学校外国語活動の充実（中学校教諭による指導）	小中学校
H30. 7～	「久米南町版家庭学習のすすめ」の作成（家庭学習の意義を掲載）	小中学校
H30. 10～	久米南町版自主学習ノート「ぐんぐんノート」の活用スタート	小中学校
H30. 10	スマホ・ネット問題への久米南中学校区取組事例（県最優秀賞）	小中学校
H30. 10～	久米南中学校区スマホサミットの開催	小中学校
H30. 11	知事と一緒に生き活きトーク開催（県知事を囲んだ座談会）	小中学校
R1. 11	久米南中学校区が優良実践普及事業に係る優良実践校表彰 （表彰事由：小中学校が連携した学習習慣形成の取組）	小中学校
R1. 12	「優良実践発表会・学力向上フォーラム」での取組発表	小中学校
R2 ～	小学校における英語専科加配の配置	小学校
R2	県主催「県北スマホサミット2020」への参加	中学校

【基本計画3】

H25 ～	町内3小学校の児童による「合同学習」を実施	小学校
H25 ～	小中4校持ち回りで、年1回、「小中合同授業研究会」を実施	小中学校
H29 ～	保小接続の充実・促進（保小連絡会・保小交流授業・保小合同研修）	保小学校
H30 ～	保小接続スタンダードの作成・活用（保小連携）	保小学校
H30 ～	3園合同保育を実施	保育園
H30 ～	校内での指導を充実・促進	小中学校
H30 ～	学習習慣形成推進委員会を組織（小中連携：学習習慣）	小中学校

【基本計画4】

H23 ～	「久米南町子ども応援運営委員会」を組織	地域
H25 ～	土曜日学習支援「カッピーわくわくスタディー」の実施	小学校
H28 ～	園庭開放・未就園児との交流活動の実施	保育園
H28 ～	地域との触れ合い行事の実施（芋植え・芋掘り・とんど）	保育園
H28 ～	「カッピーお化け屋敷」の開催 (H27～28 県 若者が主役！地域まるごと活性化事業) (H29 県 中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業)	中学校 地域
H30 ～	「くめなん未来商店街」の開催 (県 中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業)	中学校 地域
R1	「久米南町地域の未来と教育シンポジウム」の開催	地域
R2 ～	「久米南町家庭教育支援チーム」を組織	地域

【基本計画5】

H26	町制施行60周年川柳教室がギネス（最大の川柳レッスン）に認定	地域
H28 ～	年齢別クッキング保育の実施（3歳児・4歳児・5歳児）	保育園
H28 ～	グラウンドゴルフ会長杯の開催	地域
H29 ～	ウォーキング大会の開催	地域
H29 ～	久米南町招待少年少女サッカー大会の開催	地域
H30 ～	シニアスポーツ教室の開催	地域

第3章 計画期間に取り組む施策の基本的方向

1 基本的な考え方

今後10年間で取り組む施策の基本的な方向として、第1次久米南町教育振興基本計画における成果と課題をふまえ、1次計画の方針を踏襲しながら、今後に向けての施策を設定します。

(1) 学力及び学習環境等について

小中学校の学校教育においては、子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、落ち着いた授業環境の整備を行うとともに、県全体の課題である学力向上について、岡山県教育委員会と連携し取組を推進していきます。

子どもたちの資質・能力の育成については、新学習指導要領（平成29年公示）に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、課題解決に向けて、主体的に取り組む、仲間と対話を通して学び合い、考えを深めていく学習へと授業改善を図っていきます。課題である基礎・基本の定着や活用力についてはこれまでの取組を継続しつつ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と関連させながら推進していきます。

生徒指導上の諸問題については、比較的落ち着いた状況ですが、長期欠席の児童生徒数が増加傾向にあることが課題としてあげられます。学校では早期対応を行い、家庭との連携を図りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、積極的な対応や支援に努めていきます。必要に応じてケース会議を開き、保健福祉課、児童相談所、医療機関とも連携を図りながら、効果的な対応を行っていきます。

年々増加傾向にある特別支援の必要な子どもについても、関係各課や専門機関と連携をとりながら、一人ひとりのニーズに合った効果的で機能的な取組を進めていく必要があります。就学前保育から支援を要する子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、小学校段階への円滑な接続に向けた密な情報連携（引き継ぎ）を通して、実態に応じたよりよい支援が行えるように努めます。小中学校においては、ユニバーサルデザインの視点で授業づくりを行い、分かりやすい授業を行うように努めます。教職員自身も研修を行いながら、指導力の向上を図るとともに、特別支援教育の充実に努めていきます。

子どものよりよい成長に向けて、各校種間の連携も必要です。小中連携についてはこれまでも取組を進めており、学力や生徒指導上の問題に対する取組についても効果が出てきています。今後も、中1ギャップの解消や学力、生徒指導上の諸問題に対する改善策の一つとして、よりよい指導につながるよう、取組を推進していくことが必要です。また、保育園と小学校の連携については、さらに充実させることで、スムーズな接続や小1プロブレムの解消を図っていくことが求められます。そのためにも、核となる保育と教育の接続カリキュラムの見直しを毎年行いながら、実施していくことが必要です。

教育環境面については、GIGAスクール構想のもと、1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多彩な子どもたちの資質・能力が確実に育成できる教育ICT環境づくりに取り組みます。さらに、教職員の校務支援ソフトを導入するなど、事務処理や文書管理等における効率的な運営を行うとともに、適正な勤務時間の管理に努め、教職員の業務の軽減と直接子どもたちに向き合える時間の確保に努めます。

（２）家庭・地域の教育力について

少子化や核家族化の進行、価値観の多様化により、地域の子どもや大人がふれあう機会が減少し、「地域の子どもは地域で育てる」という地域の教育力が低下しています。子どもたちに自然、歴史、伝統文化等、自分が生まれ育った地域への理解を深めることができる学びや体験的な活動等を経験させることで、郷土に対し愛情と誇りをもち、「郷土を大切に作る心」の醸成に努めます。

現在、久米南町子ども応援運営委員会を中心に、行政・関係機関・関係団体が連携しながら、地域と学校をつなぎ、学校教育を支援しています。今後は「支援」という側面だけでなく、「協働」という新たな視点も加えた「地域学校協働活動」の充実を図ります。そのためには、学校と地域との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員や地域で子育てを支援する人材の発掘・育成が必要です。

家庭の教育力の向上には、保護者の子育てに対する意識の向上が求められています。そのため、保護者に対し家庭教育に関する情報提供や学習機会の提供を積極的に行います。一方で、子育てに悩みをもつ保護者に対しては、相談体制の強化や孤立を防ぎ支援するための体制づくりを進めます。

「心を育てる」ことについては、道徳教育、人権教育を中心に、学校・園教育全体で取り組み、学校・園を一つの社会として、子どもたちの規範意識が高まるよう指導の充実を図ります。町民に対しても、様々な集団の中で互いを尊重し合うために、個性や違いを尊重し、文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生社会」の実現を目指して人権意識や規範意識を高めていくことが求められます。そして、自然や人に対して思いやりのある久米南町となるよう、地域全体で心を育てる教育を実践するよう努めます。

さらに、子どもの健全な成長に向けて、昨今のスマホ・ネット問題は避けて通れません。長時間利用によるネット依存や健康障害、誹謗中傷等、ネット上の人権侵害にもつながる恐れがあります。子どもたちだけでなく、保護者等、大人も含めて使用時間の制限や利用についてのルールづくりを行うなど、情報モラル教育の充実も必要です。

（３）生涯学習環境の整備と地域コミュニティの形成について

地域住民の生きがいや仲間づくりに向け、社会教育、文化、スポーツ等の分野において、個性を磨き、創造性を高める取組を進めていくことが大切です。そのために、町民一人ひとりが、自らの興味や関心に基づき、様々な学習活動に取り組むことができる環境づくりや学習機会の提供が必要です。

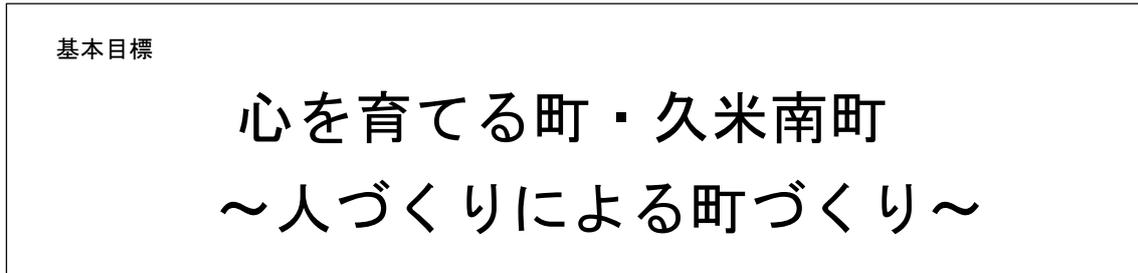
生涯学習を支える情報拠点として、図書館の充実を図り、地域住民の自発的、自主的な学習活動を支援していくことが必要です。図書館の利用を通じて、日常生活に必要な情報や知識の獲得、趣味の向上等、文化的な生活を営むことが可能になります。子どもたちにとっては、読書により、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力を身に付けていくことができます。

スポーツや文化活動では、地域ぐるみで青少年の健全育成を図るとともに、取組を通して人々がつながることで地域の活力を育みます。

スポーツ活動の分野では、基礎的な体力づくりとともに生涯にわたって元気に生きるための健康づくりにも関わります。スポーツ協会、スポーツ推進委員会等、各種実行委員会と連携し、子どもから高齢者まで、気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出に取り組めます。子どもたちは、スポーツ少年団、部活動、各種スポーツクラブ等での活動を通して、成長期における身体づくりや心身の健康、主体的に運動に親しむ態度や人間関係調整能力を培っていくことが大切です。そのためにも学校外でスポーツに親しむ環境を整備するとともに、生涯にわたって運動できる環境づくりを図ります。

文化活動の分野では、様々な芸能・技能を生涯にわたって学ぶ機会があります。特に久米南町は「川柳とエンゼルの里・久米南」のキャッチフレーズにある「川柳」が文化の中心になっています。学校においても、弓削川柳社を中心に川柳の活動が行われていますが、会員が高齢化しているという現状もあり、町の文化としての川柳が引き継がれ、長く継承されるような取組が必要です。各団体の高齢化と後継者不足については、町全体の課題でもあり、若い世代の理解や関心を高め、文化の創造活動に参加していくなど、老若男女が文化に親しむ環境づくりが必要です。

2 久米南町教育推進の体系



【基本方針Ⅰ】社会を生き抜く力の育成

- 【基本計画1】学力向上
- 【基本計画2】情報活用能力の育成
- 【基本計画3】心身の健全育成
- 【基本計画4】夢や目標を育む教育の推進
- 【基本計画5】読書推進

【基本方針Ⅱ】郷土を想う心の育成

- 【基本計画1】久米南町への愛着と理解の育成
(地域学習の充実)
- 【基本計画2】生きがいづくり
- 【基本計画3】子育て支援の充実

3 計画期間（前半期5年間）に取り組む施策の基本方針と計画

前半期（令和3（2021）年度から令和7年（2025）年度）に取り組む施策の方向や主な取組を示します。

【基本方針Ⅰ】社会を生き抜く力の育成

《施策の方向》

地域社会での豊かな体験や多様な人々との出会いや交流を通して、子どもたちは新たな生き方に触れたり、憧れをもったりすることができます。そして、夢や希望を抱き、自ら目標を立て、その実現に向けて努力することができるようになります。こうした夢や希望の実現に向かっていくことで、知識や技能だけでなく、学習意欲や知的な好奇心等、生涯にわたり学習する基盤が培われます。子どもたちが夢や希望の実現に向かっていく活動を大切に、主体的に行動できる感性豊かな人を育てます。

そのためには、基礎的・基本的な知識技能の習得とともに、これらを活用して課題解決を図るために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育んだり、情報を収集、分析、整理、活用する力を身につけたりすることが必要です。また、主体的、能動的に物事に取り組む際には、自分と向き合い、自らを高めようとする向上心、他者とつながる力といった非認知能力^{※5}が求められます。失敗を乗り越え、目標に向かって最後までやり遂げようとする気力や体力を育みます。

※5 非認知能力：読み書きの力や運動能力のように点数にできる力である「認知能力」に対して、点数にできない力のこと。自制心、忍耐力、意欲、向上心、協調性、コミュニケーション能力等にあたり、これらの非認知能力が認知能力にプラスの影響を与えると考えられている。

【基本計画Ⅰ－1】学力向上

子どもたち自身が、自己実現に向け、主体的に生きることができるよう、「自ら学び、考え、行動する力」を育てます。学校教育では、落ち着いた学習環境整備に努め、学習で得た知識や技能だけでなく、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力をバランスよく育成するよう努めます。

《主な取組》

・落ち着いた学習できる環境整備

子どもたちが落ち着いた学習環境で意欲的に学ぶことができるよう、学習意欲を高める取組や授業規律の確保に努めます。また、居場所となる学級が安心して過ごせるものとなるよう、担任との信頼関係や子ども同士の仲間意識、集団の規律等の構築にも取り組みます。一人ひとりのニーズや実態に応じた学びの保障に向けては、特別支援教育の充実に努め、いじめや長期欠席等の問題行

動等に対しては、生徒指導に関わる調査を毎月行い、早期発見・早期対応を図ります。

・授業改善

子どもたち一人ひとりの状況を的確に把握し、個に応じたきめ細かい指導や探求的な学びを充実します。知識や技能の確実な習得に加え、活用力を育成するための学習展開が図れるよう、授業改善に努めるとともに、教職員共通理解の下、組織的な対応力の向上を図ります。

・学習習慣の形成

子どもたちの学力定着や自ら学ぶ力を育てるため、家庭学習の充実に取り組みます。久米南町独自の自主学習ノート「ぐんぐんノート」を活用し、工夫しながら児童生徒の意欲喚起につなげていきます。家庭学習の充実は生活習慣の改善と大きな関わりがあるため、生活習慣形成に関わる取組も併せて進めていきます。

【基本計画Ⅰ－２】情報活用能力の育成

Society5.0^{※6}時代に生きる子どもたちは、変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備えながら、予測不可能な未来社会を自立的に生きていくことが求められています。1人1台端末が整備された環境の下、協働しながら社会の形成に参画できる学びを教職員と児童生徒で共に創ることを目指していきます。

※6 Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムを活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立させた最新テクノロジーを活用した便利な社会のこと。

《主な取組》

・ICT機器等の整備

小中学校の全学年において、ICT機器を活用した授業ができる環境を整備します。将来的には、個別最適化された教育に向けて、能力や特徴、環境に応じた学びが可能となるよう、学校の状況に応じた整備も進めていきます。

・授業等でのICT機器の効果的活用

子どもたちの主体性、積極性を引き出し、思考力、判断力、表現力等の学力形成につながるICTを活用した授業づくりに取り組みます。ICT活用場面も個別活用と協働活用の2つの視点で設定し、その両面から活用促進を図ります。また、教職員の操作や授業での活用等の支援を担うICT支援員を配置し、授業での活用が円滑に進めることができますようにします。

・情報モラルの育成

子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすことができるよう、情報活用能力や情報モラル教育の充実に取り組みます。また、学校と家庭、そして関係機関が連携して、子どもたちを情報社会の危険から守る取組を進めます。

【基本計画Ⅰ－３】心身の健全育成

変化の激しい社会を主体的に生き抜くために、基盤となる自然や郷土を愛する心、自分や他人を大切に作る心等、心を育てる教育に取り組みます。また、心身の健全な育成の基礎は基本的生活習慣の形成にあります。早寝・早起きの実践、食育の推進、適切なメディアとの関わりといった健康的な生活リズムの形成に取り組みます。さらに、たくましく生きるための身体づくりとして、学校教育における体育の充実や健康に対する知識の獲得に努めます。運動を通して、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力の育成にも努めます。

《主な取組》

・規則正しい生活習慣の実践

幼少期から「早寝・早起き・朝ごはん」やあいさつ、食育といった基本的生活習慣を形成することができるよう、家庭を中心に、学校・地域全体で共通理解の下に実践します。礼儀・作法や思いやりの心といった心を育てる教育も早い時期から、家庭と学校・地域が連携し、継続して取組を進めていきます。適切なメディア利用については、町内ノーメディア週間を実施するなど、地域全体で機運を高めていきます。

・心を育てる教育の推進

道徳教育、人権教育等、心を育てる教育を学校・園教育全体で取り組みます。学校・園を一つの社会として、子どもたちの規範意識が高まるよう指導の充実を図ります。また、久米南町人権教育推進委員会を中心に、町全体に向けた人権教育充実のための具体的な取組を計画し、実践します。そして、自然や人に思いやりのある久米南町となるよう、地域全体で心を育てる教育を実践するよう努めます。

・長期欠席・不登校児童生徒への対応支援

久米南町内でも増加傾向にある長期欠席や不登校は教育課題の一つです。学校・家庭・地域・行政でできることを明確にし、それぞれが役割を果たすことで長期欠席・不登校が減少するように働きかけます。関係機関が集まるネットワーク会議の実施やそれぞれの状況に応じたケース会議を適宜開催し、情報共有と共に支援策の対応連携を図ります。

・体力の向上と健康の増進

子どもたちの運動能力、体力の向上に向けて、授業や休憩時間、部活動等、各学校での運動能力及び体力向上の場づくりを意図的に行うとともに取組を充実させていくことが大切です。運動への意識付けを行うことで、日常的に子ども自身が運動に取り組み、体力づくりを習慣化させていくことも必要です。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策では、感染リスクはゼロにはならないという認識の下、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら、「新しい生活様式」への円滑な移行と行動変容を図っていくことが必要です。

【基本計画Ⅰ－４】夢や目標を育む教育の推進

子ども一人ひとりが夢をもち、その実現に向かって自分らしい生き方を見つけていけるようにしていくことが大切です。そのためには、目標をもった教育活動を行い、自己の活動をふり返ったり、今後に向けてよりよい姿を描いたりすることが求められます。久米南町での豊かな体験、多様な人々との出会いや交流を通して、子どもたち自身が将来に夢を膨らませたり、自分の未来に期待を抱いたりできるよう、様々な機会を通じて推進します。

《主な取組》

・国際的に活躍できる人材の育成

グローバル社会に向けて国際化が急速に進展してきており、世界で活躍できる人材を育成することも久米南町の発展には必要です。小学校で英語が教科化され、日常で使える英語力を身に付けることも求められる中で、ALT等を活用した英語教育の充実による英語活用力の向上を図ります。併せて、コミュニケーション能力の育成も推進していきます。

・キャリア教育の推進

小中学校において、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等で指導方法の工夫を図りながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。また、中学校においては職業体験学習を行い、職業観や勤労観の育成や主体的に自分の進路を選択する能力や態度を育てます。

・多様な人々の生き方を知る

将来の夢や自分の目標をもたせるための一助として、総合的な学習の時間や道徳の時間等において、活躍している人物や地域の人と交流する機会を設定することで、夢を膨らませたり、将来に期待を抱いたりすることができるようにしていきます。

【基本計画Ⅰ－５】読書推進

読書は、子どもから大人まで豊かな感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、幅広い知識を得る上で欠くことのできないものです。今後、ますます情報化が進展することが予想される社会において、子どもたちが主体的な判断力を身に付け、よりよく生きるために、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うことは重要になってきます。そのため、多様な働きかけを行い、幼少期から読書に慣れ親しむ環境づくりを進め、自分の生活を豊かにできる子どもの育成を目指します。

《主な取組》

・就学前の読書推進

就学前の読書環境づくりや本に触れる機会を増やすため、これまで実施している「ブックスタート」※⁷（0歳児）、「セカンドブック」※⁷（3歳児）の取組に加え、「サードブック」の実施を検討していきます。また、絵本や物語等に親しみ、家族や大人、友達と心を通わせることができるよう、読み聞かせ（パネルシアター、手遊び、本の紹介等）を行い、幼児期から家庭における子どもの読書活動を推進します。

※⁷ 「ブックスタート」「セカンドブック」：町内の乳幼児健診時に、親子で絵本を楽しむきっかけとして、すべての子どもと保護者にメッセージを伝え、絵本をプレゼントする取組。

・小中学校の読書推進

小中学校において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、様々な図書に触れる機会を確保します。全校一斉読書活動、読み聞かせ、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等、様々な活動を通して、読書のきっかけづくりや本への理解を深めるよう努めます。また、各教科等の特質に応じた言語活動を充実させるための言語能力の向上をめざす上でも重要な活動として、読書活動の充実を図ります。

・読書に親しめる環境づくり

幼児、児童、生徒、またその保護者の読書環境づくりを推進するため、町立図書館や学校図書館の整備充実や興味関心をひくイベント開催等を行います。また、読書推進において重要な役割を担う図書館職員等に対して、読書に関する資質・能力の向上を図るための研修を行い、読書活動がより活発になるように努めます。

【基本方針Ⅱ】郷土を想う心の育成

《施策の方向》

人と人が関わり、刺激し合いながらよりよい影響や相互作用が起きることで社会は発展します。さらに、その関わりが地域社会の中で展開されることにより、生まれ育った地域への愛情と誇りをもち、地域と共に未来を描く人材の育成が期待できます。

そのためには、地域の教育資源を結びつけ、多様なネットワーク・協働体制を整える必要があります。また、生涯を通じて豊かな学びが得られるよう、ニーズに合った生涯学習環境を整備し、周知活動も積極的に行いながら、学びの充実を図ります。

また、核家族化、地域におけるつながりの希薄化等の家庭を取り巻く環境の変化により、安心して家庭教育を行うことができにくい現状があります。地域の身近な存在が保護者と同じ目線で寄り添う支援が求められています。地域のつながりの力で、家庭や子どもを支える体制づくりを推進します。

【基本計画Ⅱ－１】久米南町への愛着と理解の育成（地域学習の充実）

久米南町を誇りに思う子どもを育てるため、町全体が一丸となって取り組む教育（取組）を展開します。子どもたちにとって、地域や人と関わり、体験を通して学んだことは、生きた知識として心豊かなものとなります。様々な世代や経験を重ねてきた方との交流の場を設け、その関わりの中で、多様な生き方や考え方、人それぞれの価値観等を知ることが必要です。また、地域の身近な自然や歴史、文化、産業や環境等に関心をもって、実際に地域活動に参加したり、学習活動を行ったりする体験活動も重要です。身近な地域や人を改めて知る体験的な学びを地域と連携して取り組むことで、郷土久米南町を愛し、故郷の恵みを守っていけるような人材の育成を図ります。

《主な取組》

・地域学習の充実

地域ぐるみで子どもを健やかに育むには、学校・家庭・地域のつながりを広げ、深めることが必要です。地域との連携の充実は、子どもたちの育ちや学びの豊かさにつながります。保育園では「地域の中で体験する、浸る」活動を充実し、小学校段階では「体験を通して、地域を知る」、中学校段階では「地域のために行動、貢献する」などの段階的な地域との関わりを意図的に仕組み、子どもたち自身が地域と主体的に関わる地域学習を工夫していきます。さらに、地域課題の解決や町づくりに積極的に参画できる活躍の場を創出することで、子ども自身が地域活性化の一端を担い、充実感を得る経験をつくとともに、郷土への愛着心の醸成を促進します。この地域学習で地域の方と子どもたちが協働することにより、地域の方にとっても、地域内での住民同士のつながりや学びを深めたり、地域課題の解決につながったりすることを期待します。

・地域学校協働活動の促進

平成23年度に組織した久米南町子ども応援運営委員会を中心に、地域の子どもたちは地域で育てる体制づくりを促進していきます。地域学校協働活動の更なる充実に向けて、学校と地域との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員や地域学習を支援する人材等の発掘を進めていきます。

・歴史、文化活動の継承

例えば「川柳」等、子どもだけでなく、保護者、地域住民、老若男女すべてが取り組んでいく意義ある文化活動や取組を充実させることにより、町全体で連携して取り組み、継承する教育体制をつくります。

【基本計画Ⅱ－２】 生きがいづくり

生涯にわたり生き生きとした生活を送るためには、健康であることが大前提です。自ら興味や関心を持ち、様々な学習活動に取り組めるよう、多様な学習機会や情報の提供等、生涯学習の充実を図ります。また、町内の各スポーツ団体や地域資源を活用したスポーツ交流を促進することにより、スポーツを核とした地域づくりにつながるよう支援を行います。住民の学習を通じた生きがいづくりや仲間づくりを進めるとともに地域活動を地域コミュニティ形成につなげていく取組を推進します。

《主な取組》

・生涯スポーツの推進

体力向上、健康維持をねらい、学校・園では、継続的、計画的な体力づくりを推進するとともに、積極的な社会体育活動を実施し、将来にわたって運動に親しむことができる運動環境を整備します。スポーツ少年団、社会体育活動等、地域全体でスポーツを楽しむ環境を整備するとともに、町内で積極的に活動しているスポーツの各種団体を支援します。そして、すべての年代で気軽にスポーツに接し、子どもから高齢者まで参加できる環境整備の推進を目指します。

・積極的な地域貢献活動

豊富な経験を持つ高齢者が生きがいをもって生活するとともに、その経験や知識、技術を生かして地域に貢献しようとする意欲を高めます。保育園、小中学校における地域学習や学校行事等への参画を促進することにより、子どもたちへの知識や技の伝承、コミュニケーション、地域貢献活動等を通して生きがいを実感することができるようにします。

【基本計画Ⅱ—3】子育て支援の充実

「生きる力」の資質や能力を身に付けていく上で、適切な家庭教育を受けることはすべての子どもにとって重要です。久米南町では、家庭の教育力の向上に向け、保護者の子育てに対する意識の向上を目指し、保護者に対して、家庭教育に関する情報提供や学習機会の提供を積極的に設けていきます。子育てに悩みをもつ保護者に対しては、子育ての悩みや課題を抱えて孤立しないよう、行政と地域が連携して、支援体制や環境づくりを進めます。

《主な取組》

・安全安心の子育て環境の整備

地域ボランティアによる通学時の見守りや軽トラパトロール等、子どもたちの安全安心に地域ぐるみで取り組み、安全体制の整備を行います。

・保護者への学びの場の提供

子育てについて語り合いながら学び合うことができる「親育ち応援学習プログラム」（岡山県作成）を活用した保護者研修会を実施することで、親同士のつながりや交流の場を提供し、学びを推進します。その他の研修についても、喫緊の教育課題をテーマとしたり、研修形態をワークショップ形式の参加体験型としたりするなど、保護者自身が主体的に考え、日々の実践につながるような学びの場づくりを工夫します。

・地域で支える家庭教育支援

令和2年度に結成した「久米南町家庭教育支援チーム」を中心に保護者が安心して子育てができるよう、保護者に寄り添い、地域のよさを生かした子育て支援を行います。各家庭を訪問し、子育てに関する情報紙を届けることを通して、地域の身近な存在として、子育てする保護者一人ひとりに寄り添った支援に努めます。関わりを通して、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげることで家庭教育の充実を図ります。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために

本計画に基づき、本町が目指す教育や施策の方向等の実現に向けて、次の事項に留意しながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

1 関係者の役割分担、連携協力

教育振興基本計画を実効あるものにするため、教育行政が中心になり、保健福祉課等の関係分野と連携・協力しながら進めます。

また、本計画を広く町民に周知し、目指す教育を実践するために、保育園、小中学校、特別支援学校、図書館、運動公園、文化やスポーツその他の各種団体、及び家庭、地域、関係機関等が、それぞれの役割を担いながら、連携・協力して、町全体で教育に当たる体制づくりを進めます。特に、幼・少年期の教育においては、家庭教育の役割が大きく、人間性豊かな幼児・児童・生徒を育むために、保護者が安心して子育てができるよう、様々な支援を行う体制づくりを検討します。

2 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用

「人づくり」こそが、本町の輝かしい未来にとって最も大切なことでもあります。目指す教育の実現のためには、必要な財政上の措置を講ずる必要があります。しかし、現在、本町の財政状況は大変厳しい状況にあります。限られた予算を最大限有効に活用する観点から、施策の重点化を図りながら、効率的な施策を実施することが求められます。年度ごとに施策の評価を実施し、予算に見合う効果が表れているか検証し、施策の工夫改善を図ります。

3 的確な情報の収集・発信と町民の意見等の把握・反映

教育振興基本計画の推進に当たっては、具体的な施策の立案や実施において、幅広く町民の参画を得るとともに、町民に的確な情報を発信しながら推進します。

そのためには、本計画のねらいや内容等について、機会あるごとに町民に分かりやすく情報発信し、広報活動等を通して周知するよう努めます。

4 新たに検討が必要となる教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用

本町は、今後5年間、第3章に掲げた施策等の着実な実施を中心に、教育の振興に取り組みます。一方で、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々変化しています。このような状況に対応するために、今後の計画期間においても、必要に応じ、新しい課題に対する検討を進めるとともに、迅速な対応を行います。

5 進捗状況の点検及び計画の見直し

本計画を効率的にかつ着実に実施するために、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠となります。その際、十分な効果を上げることができな

い施策については、廃止も含め、工夫改善を図ることが求められます。また、年度ごとの成果の進捗状況等は、町民に広く情報提供をするよう努めます。本計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間に取り組むべき施策を示していますが、10年間の前半期と後半期の5年ごとに分け、取り組むべき具体的方策について示すこととしています。よって、5年後を目途に、施策等、計画の一部を見直すこととします。

【参考資料 1】

○久米南町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月27日
教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 久米南町の教育振興のための基本計画を策定することを目的に、久米南町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、久米南町教育振興基本計画について審議し、答申又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 町内小中学校長会長
- (2) 町内保育園長会長
- (3) 自治会連合会長
- (4) PTA 連合協議会長
- (5) 婦人協議会長
- (6) 久米南町子ども応援運営委員会長
- (7) 社会教育委員
- (8) 久米南町保健福祉課長
- (9) 学識経験者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは教育委員会において招集することができる。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じ、会議に関係職員の出席を求め、所管事項の説明をさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は教育委員会事務局において行う。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

【参考資料2】

第2次久米南町教育振興基本計画策定委員会委員

所属・職名	氏名	備考
美作大学短期大学部教授	松岡 信義	委員長
自治会連合会長	政近 剛	副委員長
校長会長（神目小学校）	犬飼 建介	
園長会長（誕生寺保育園）	藤田 博美	
PTA連合協議会長	横満 佳明	
婦人協議会長	木多 敏江	
社会教育委員	小坂 一知	
子ども応援運営委員会会長	沼本 正義	
学識経験者	光延 英一	
町保健福祉課長	森尾 壮一	